四、森永乳業株式会社に対する件

昭和四十八年（排）第二十一号

排除命令

東京都港区芝五丁目三十三番一号

森永乳業株式会社

右代表者　代表取締役　大野　勇

公正取引委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一　森永乳業株式会社は、昭和四十八年四月一日から同年六月十五日までを期間とし、一般消費者を対象に、マミーと称する商標名の乳酸菌飲料の販売に関連し、「マミーもう一本プレゼント」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第三項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

二　同社は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

三　同社は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　森永乳業株式会社（以下「森永乳業」という。）は、肩書地に本店を置き、各種乳製品（「マミー」と称する商標名の乳酸菌飲料を含む。）、食品、清涼飲料水、アイスクリーム、育児栄養品等の製造販売業を営む事業者である。

二　森永乳業は、一般消費者を対象に、「マミーもう一本プレゼント」と称し、昭和四十八年四月一日から同年六月十五日までを期間とし、マミーのキャップの裏にマミゴンと称する漫画を印刷し、購買者のうちマミゴンが印刷されたキャップを当てた者にはマミー一本（二十二円相当）、総額約三億七千三百七十五万円相当の景品類を提供することを企画し、実施した。

三　しかるに、当該懸賞に係る取引の予定総額は、約二十六億三千五百四十六万円であって、懸賞により提供することができる景品類の価額の総額は、約五千二百七十万円である。したがって、前記景品類の価額の総額は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、森永乳業の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第四号に該当する懸賞であって、同制限告示第三項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十八年七月十一日

公正取引委員会

委員長　高橋俊英

委員　瀧川正久

委員　呉本文二

委員　橋徳男